

第7節 事業者向け支援策

(1) 資金調達支援（融資）、市長認定窓口

国内における COVID-19 の感染拡大に伴い、事業者への影響が次第に拡大、資金繰り支援が喫緊の課題となった。

2月14日、県市協調融資で経営円滑化貸付の強化を図るとともに、3月10日に既往債務の返還負担の軽減に資する借換等貸付の要件緩和を行ったほか、3月16日には国の危機関連保証発動に連動して、経営円滑化貸付をさらに拡充した。

国においては、日本政策金融公庫及び商工中金において「実質無利子・無担保」の特別貸付を3月から4月にかけて受付を開始した。さらに5月1日から公的融資制度を活用した民間金融機関における「実質無利子・無担保」の特別貸付が創設されたことから、これに連動した「新型コロナウイルス感染症対応資金」を県市協調融資として創設した。

一方、融資に必要な市長認定に係る受付は、当初、窓口が少なく混雑し、ピーク時に最終発行が23時を超える事態が発生した。

その混雑を解消するため、窓口の拡大を進めようとしたが、申請書類のチェックができる金融知識を有する窓口対応人材を急に確保することは非常に難しく、限られた人数での対応を余儀なくされたため、利用者から不満の声があがるほか、窓口担当者の負荷の増大が生じた。人員が確保されない期間においては経済観光局職員の応援が必要となり、各課の負担となった。また資金繰りに関する電話問合せが増大し、その対応のため、金融担当事務職員の業務に支障をきたした。

3月16日以降、体制等が整い次第、順次受付体制を強化した。その結果、窓口は2箇所から9箇所へ、人員は2名から19名に拡大した（窓口数は3/16に3箇所→4/13に4箇所→4/15に5箇所→4/22に7箇所→5/13に9箇所）。しかしその体制は、金融機関からの派遣、複数社からの人材派遣、会計年度任用職員など様々な職種となったため、管理する職員の負荷が増大した。

窓口を増設するにあたってのスペースの確保や電話回線・パソコン・コピー機等のインフラ整備も課題となった。

体制強化のほか、呼び出し機能付き受付端末の設置（5/18）や、特例として申請書類の大幅な簡素化（5/19）を行った結果、17時30分から18時には市長認定の発行を終えることができるようになり、利用者の負担を軽減できた。さらに6月9日からは郵送受付の導入も始めた。

【県市協調融資の制度変更（概要）】

1) 経営円滑化貸付の拡充

- 対象要件の緩和、貸付利率の引下げ、限度額の拡充、資金使途の拡充
- 2) 経営活性化資金の拡充（融資実行の迅速化への対応）
限度額の拡充、融資期間の延長
 - 3) 借換等貸付の拡充（既往債務の借換需要への対応）
貸付利率の引下げ、限度額の拡充
 - 4) 経営円滑化貸付のさらなる拡充（危機関連保証への対応）
 - 5) 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設（国無利子貸付への対応）
保証認定に応じた特別利子補給、保証料率の減免

【市長認定の状況】

- ・セーフティネット保証4号受付開始（3/2～） 6/2時点 3,267件認定
- ・セーフティネット保証5号受付開始（3/6～） 6/2時点 535件認定
- ・危機関連保証受付開始（3/13～） 6/2時点 2,096件認定

（2）事業者調査（アンケート、ヒアリング等）

COVID-19の感染拡大による事業者への影響を把握するため、調査を行うこととなったが、ヒアリングは相手事業者に負担のかけない範囲で経済観光局内各部局を通じて業界団体・組合約50団体、企業・個人事業主約90事業者に対して、経営への影響や従業員確保の状況等について随時実施した（1月下旬・2月中旬・3月上旬）。

3月には民間調査会社を活用した市内中小企業2,000社への緊急アンケート調査を実施した。調査は、新型コロナウイルスによる影響の大きい業態を対象（中小企業2,000社）に実施し、856社から回答があり、影響の程度や不足している情報、行政に求めること等について、客観的に把握することができ、4月補正予算に反映することができた。

また外郭団体を通じて中小企業診断士協会と連携して電話でのヒアリングを実施した（3月）。支援を実施している事業者を対象（中小企業1,344社）にヒアリングを実施し、344社から回答があり、具体的に困っている事項について把握でき、4月補正予算に反映することができた。

3月と5月には、市長・副市長と経済3団体との意見交換会を実施した。多くの会員企業の状況を集約した情報や、具体的に困っている事項について意見交換が行われ、4月補正予算に反映することができた（例：経営相談体制の強化）。

その他、経済団体や業界団体、金融機関等が独自に行うアンケート等の情報を収集した。

また、市内事業者から「売上が減少しているなかでも固定費である家賃は必ず発生するので支援をしてほしい」という切実な声があった。

経済団体や業界団体等への直接のヒアリングに関しては、それぞれの団体や事業者

においても非常に多忙な状況であり、あまり高い頻度で実施することは相手側の負担が大きく、また経済観光局の関連団体だけでは、市内全体の事業者の情報収集は難しい。

アンケートに関しては、集計等に一定時間を要するため、緊急事態宣言に基づく休業要請等のタイミング等での状況変化に即応した情報収集が難しかった。

(3) 中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金

市内において1例目の患者が3月3日に発生し、COVID-19による事業者の業績や資金繰り等への影響が懸念されたことから、3月10日、外郭団体・出資団体に対して、取引事業者の家賃の納付期限の延長や分割支払い等、柔軟に対応するよう要請を行った。

緊急事態宣言(4/7～5/21)に伴う休業要請や外出自粛等により市内経済が深刻な影響を受けている中で、市内事業者から「売上が減少しているなかでも固定費である家賃は必ず発生するので支援をしてほしい」という切実な声があった。

こうした声をふまえて、5割以上の家賃軽減を条件に家主側に軽減額の8割補助を行うことにより、家主と店舗双方に一定の負担を求めながらも家賃軽減に取り組みやすくする仕組みとして「店舗家賃負担軽減補助金」の制度設計を行い、4月23日、コロナ対策緊急補正予算案(第1弾)において発表した(10億円)。なお、助成対象については、資金繰りなどの観点からより必要性の高い中小企業等に限定することとした。

また外郭団体・出資団体に対して、取引事業者の家賃減免、納付期限の延長や分割支払い等、柔軟に対応するよう4月24日に要請した。

事業者の関心は極めて高く、補正予算の発表後、数日間は1日あたり100件程度の電話問い合わせがあり、うち8割程度は不動産オーナーであった。不動産オーナーからは「制度を前向きに検討したい。どうすればよいか」といった問い合わせ内容が9割であった一方、1割程度の方からは上限額が少ないという声も聞かれた。

5月1日には、ビルオーナーやテナント向けの市長メッセージ(動画)を発信した。また不動産業界団体(兵庫県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会兵庫県本部)に市長メッセージと制度概要の周知を依頼した。

申請受付の開始に向けて、準備期間が短く、受託事業者手配やスペース確保等に職員が追われた。またその期間が短すぎたため、専門コールセンターでの初期対応の人員を受託事業者で手配することができず、経済観光局の職員を動員(2日で延べ16名)せざるを得なくなった。

申請書類は可能な限り少なくし、事業者の手続きの簡素化を工夫した。

5月19日に店舗家賃負担軽減補助金と中小企業チャレンジ支援補助金の専門コールセンターを設置し、郵送による申請受付を開始(5月29日からはオンライン申請を開始)。コールセンターへの問合せは5月末(9日間)までに1,764件、申請件数は839件と殺到しており、コールセンターへの問い合わせが集中して繋がりにくい時間帯が発生

したため、状況に応じて電話対応と審査業務の人数配分を調整するなど柔軟な対応を行うとともに、6月22日よりコールセンターを増員（全体人数23名から32名）し、審査体制も含めた体制強化を行った。さらに、7月以降はさらに体制を強化（全体人数60名）し、問い合わせ対応や迅速な審査を実施する予定である。

国会においても、「神戸市の家賃負担軽減補助制度を参考にして中小事業者の支援を行う必要がある」との質疑がなされ、その後、国の第2次補正予算で家賃支援給付金が創設されるきっかけとなった。

問い合わせや申請件数から、店舗やオーナーからのニーズが高く、制度策定の効果は非常に高いが、同時に多額の予算が必要となる。申請件数が想定より多く、また郵送の申請書類に不備も多く、審査に一定時間がかかっている。

【神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金】

- ・中小企業等の店舗の家賃を1/2以上減額した不動産オーナーに対して、4・5月分の家賃の減額総額の8割を支援（1オーナーあたり補助上限200万円）
- ・申請受付期間 令和2年5月19日～6月30日
- ・受付時の密を避けるため「電子申請」（又は郵送）で手続きが可能。また可能な限り必要書類を少なくし手続きの簡素化を行っている。

（4）中小企業チャレンジ支援補助金

COVID-19の拡大による国の緊急事態宣言を受け、イベントの中止や外出自粛等により経営に甚大な打撃を受けている観光、飲食、小売等の対人サービス業や、販路や原材料調達などのサプライチェーンの毀損、生産調整等により影響を受けている製造業や建設業など様々な業種に深刻な影響が広がっていた。

中小企業においては、厳しい経営状態にある中、事業継続、販路開拓や商品開発等のため、新たな取り組みにチャレンジする事業者が出てきた。

その取り組みを応援するため、COVID-19拡大に伴い経済的影響を受ける市内中小企業等を対象に、感染症対策や事業の継続、売上げ向上などの「新たな取り組み」に挑戦するための経費について、補助率四分之三、上限100万円の支援を実施することとした。

制度設計から短期間で実施することとしたため、問い合わせ受付の早期開始に向けて、準備期間が短く、事業者手配やスペース確保等に苦勞することとなった。また専門コールセンターでの初期対応の人員を事業者で手配することができず、経済観光局の職員を動員（2日で延べ16名）せざるを得なくなった。

5月19日に店舗家賃負担軽減補助金と中小企業チャレンジ支援補助金の専門コールセンターを設置し、問い合わせ対応を開始したところ、5月末（9日間）までに750件の問い合わせがあった。問い合わせが集中し、繋がりにくい時間帯が発生したため、状況に応じて電話対応と審査業務の人数配分を調整するなど柔軟な対応を行うとともに、

6月22日よりコールセンターを増員（全体人数23名から32名）し、審査体制も含めた体制強化を行った。さらに、7月以降はさらに体制を強化（全体人数60名）し、問い合わせ対応や迅速な審査を実施する予定である。特に対象事業および対象経費について問い合わせが多いため、ホームページや要領をわかりやすく更新する必要があった。

問い合わせ等では、「利用しやすい制度でありがたい」「申請しやすい」と全体として評価をいただいているが、一部の方からは「コロナで大変な状況の中で新しいことにチャレンジするような体力がない。」との不満の声も聞かれた。

申請書類は可能な限り少なくし、事業者の手続きの簡素化を工夫し、6月8日からオンライン申請および郵送申請受付を開始している。特に、オンライン申請はスムーズに申請できると申請者から評価を頂いており、約8割がオンライン申請となっている。

問い合わせや申請件数から、中小企業等からのニーズが高く、制度の誘発効果は高いことが期待されるが、ニーズにあわせて予算を増額するなど多くの経費を投じていることから、事業実施の効果について検証を行う必要がある。

【神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金の概要】

- ・事業継続、販路開拓、新商品・新サービス開発等の新たな取り組みに挑戦する中小企業及び個人事業主を支援する（補助上限100万円、補助率3/4）
- ・申請受付期間 令和2年6月8日～6月30日（当初6月19日までであったが延長）
- ・当初予算額は5億円（50万円×1,000社）を計上。申込件数の増加が見込まれることから、6月補正予算において10億円増額を計上し、総額15億円（50万円×3,000社）とし、受付期間を6月19日から6月30日まで延長した。
- ・受付時の密を避けるため「電子申請」（又は郵送）で手続きが可能。また可能な限り必要書類を少なくし手続きの簡素化を行っている。

（5）先払い利用券による飲食店等支援

COVID-19の感染拡大と緊急事態宣言の発令により、市内の飲食店や小売業、サービス業、宿泊施設などは来客と売り上げが大きく減少し、事業継続を危ぶむ声も聞かれた。

その中で、複数の民間事業者によって、先払いによる飲食店・宿泊施設等の応援システムが立ち上がったため、4月補正予算により飲食店等を中心とした中小商業者に対して民間事業者による先払いシステムを活用した事業継続支援策「まちの元気応援プロジェクト」を実施することとした。

利用者からは、「先払いで馴染みの店舗を応援したい」「プレミアムが付いてお得に利用できる」「行きたいと思う店舗を新たに発見した」との声をいただいた。

飲食店からは「収入が激減していたので、先払いがあれば助かる」「登録料などの費

用が発生しないのが良い」「折角なので良いサービスを提供したい」「新たな顧客獲得のチャンス」との評価をいただいているが、一部の方からは「先払いの仕組みがよく分からない」との不満の声も聞かれた。

システム事業者によって手数料の負担者が異なるなど制度のスキームが複雑であることや、飲食店等や利用者に対する先払いシステムの周知が課題である。

【まちの元気応援プロジェクト（先払い利用券による飲食店等支援）概要】

- ・先払い利用券が購入できる仕組みを持つ事業者（ハロトコ・さきめし・CHEER UP!!）と連携
- ・システムに登録する飲食店等が先払い額に20%のプレミアム（上限額2,000円）を付与し、市はプレミアム分の3/4を支援
- ・実施期間
（ハロトコ・さきめし）5月15日～3月31日
（CHEER UP!!）5月29日～3月31日
※予算額に達した時点で終了
- ・登録状況 延べ326店舗（6/25時点）

（6）飲食店支援—Uber Eats・出前館との連携—

COVID-19拡大防止による外出自粛等により、外食する人が大幅に減り、市内の飲食店やその就労者は経済的に大きな影響を受けていた。こうした状況を踏まえ、従前より連携の可能性を探っていたUber Eatsとの間で3月下旬から宅配支援の連携スキームの協議を開始した。こういう形での同社と自治体の連携は全国初のケースとなったため、短期間での協議や制度設計に苦勞したが、4月10日には飲食店支援策「Uber Eats+KOBÉ」として、対象飲食店が負担する代金割引費用の助成などの内容を公表した。

その後、同様にデリバリーサービスを行う「出前館」からの協議の申し出を受け、4月24日には同社との連携により「KOBÉ出前ソフトサポート」事業の実施を発表した。

これら2社と連携により、飲食店の支援だけではなく、宅配に携わる雇用を生み出すとともに、外出を自粛している家庭への支援が可能となった。また、飲食店利用者等からサービス提供エリア外であるとの問い合わせがあった場合に、もう一方の事業者を案内する等、両社の事業をうまく利用してもらっている。なお、これらの事業に要する経費は、4月の第1次補正予算で予算措置を行った。

一方で課題としては、配達パートナーの交通ルールが守られていない、という指摘も少なくないことから、事業者を通じた指導を継続していく必要がある。

【Uber Eatsとの連携】

- ・注文者が受けられる割引について、対象飲食店が負担する費用（注文1件あたり100

～500円)を助成

- ・実施期間 5月11日～7月12日
※4月13日～5月10日はUber Eatsが助成実施
- ・登録店舗数 連携前の中小店舗 560店舗
連携後の中小店舗 624店舗(5/25時点)(64店舗 11%増)
- ・注文件数 連携前(3月14日～4月12日)と
連携後(4月13日～5月25日)を比較した
1日当たり注文件数の伸び率 32%増
- ・配達員の人数
令和2年3月末と5月末を比較した伸び率 48%増

【出前館との連携】

- ・出前館のサービス利用料10%のうち、2.5%を助成
※出前館も半分を助成
- ・500円分のポイントを還元またはクーポン配布の半分を助成
※出前館も助成を実施
- ・実施期間 5月1日～14日(クーポン利用期限7月31日)
- ・登録店舗数 連携前の神戸市内登録店舗 281店舗
連携後の神戸市内登録店舗 377店舗(5月25日時点)
(96店舗 34%増)
- ・注文件数
5月1日～5月14日 神戸市昨年対比 162% (キャンペーン期間)
5月1日～5月25日 // 152%
- ・配達員の人数
令和2年3月末と5月末を比較した伸び率 3割増

(7) 兵庫県からの休業要請への対応

4月7日に「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく、緊急事態宣言が発令され、兵庫県が4月7日から5月6日まで緊急事態措置をすべき区域として公示された。

これを受けて4月13日に、兵庫県知事より4月15日から5月6日までの間、遊興施設等に対して休業要請がなされた。

飲食店等の事業者から「飲食店等の家賃に対する神戸市支援」を求める要望が出される等、緊急事態宣言により不安の声が広がった。

4月17日に、兵庫県が休業要請をしている事業者に対して、最大100万円の「休業

要請事業者経営継続支援金」を行う旨を表明した。市町村の負担を3分の1相当求める制度であったが、この事業の実施主体は、県との意見交換等の結果、県が窓口として行うこととなり、懸念された区役所等での事務負担は回避されることとなった。

4月23日、コロナ対策緊急補正予算案（第1弾）において、兵庫県の「休業要請事業者経営継続支援金」について県市協調で実施する補正予算（市負担 9億800万円）を発表した。

4月28日より兵庫県において「休業要請事業者経営継続支援金」の申請受付が開始された。市内事業者支援のため、申請書類を経済観光局の窓口置き、書類の配布や簡単な説明等の事業者対応を実施した。市内事業者が書類の受け取りに多数来所し、職員が対応に追われる（配布資料は500部用意）とともに、庁内での感染発生が懸念される状況となった。

一方、感染拡大防止対策として区役所等の身近な場所に書類を置くことができなかつたため、市内金融機関や市営地下鉄全駅に申請書類を配架した。休業要請事業者経営継続支援金のために設置した兵庫県のコールセンターに電話が繋がらず、市への問合せが相次ぎ職員が対応せざるを得ない状態となった。

その後、大型連休期間中の外出抑制のために宿泊施設等へ休業の協力依頼、さらには5月7日から最大5月31日までの休業要請の延長が兵庫県において実施された。

休業要請事業者経営継続支援金を含めて、国・県・市等による支援制度の概要を案内する相談窓口を兵庫区(5/29～)、長田区(6/15～)に設置した。兵庫区の相談窓口においては6月4日までに94名の相談に対応している。

(8) 事業者向け各種相談窓口の設置、広報

(事業者向け相談窓口の設置)

1月31日、兵庫県、神戸商工会議所との連携により、ワンストップでそれぞれの支援制度の案内、提案を行う「ひょうご・神戸経営相談センター」に新型コロナウイルスにかかる相談窓口を設置した。5月末時点で1,306件の相談があった。

経済団体との意見交換会において、「中小企業の中には、総務課のないところが多く、社長が忙しく、国や自治体の支援策について検討する余裕がないため、支援策の活用が遅れる」という意見があった。

こうした意見もふまえて、5月12日、感染症拡大を受け、厳しい経営状況にある市内中小企業の事業者が抱える経営上の相談に対して、社会保険労務士（兵庫県社会保険労務士会所属）が専門的な観点から回答する無料の電話相談を開設した。5月末時点で12件の相談があった。

さらに、5月29日には、国・県・市・金融機関等において様々な支援制度が創設、実施される中、「自分にどのような給付金・補助金が適用されるか」、「相談できる相

手がない、誰に相談したらいいかわからない」等、新型コロナウイルスに起因して、経営上困難にある市内中小企業経営者・個人事業主に対し、悩みに応じた窓口や制度を案内する対面式の気軽な相談窓口を兵庫区（5月29日）と長田区（6月15日）に開設した。6月4日時点で94件の相談があった。

6月9日には、国の持続化給付金の電子申請について、「普段、パソコン等を使用しないため端末操作が不安である」という市民からの声に対応するため、各区役所、北須磨支所、西神中央出張所に国の持続化給付金の電子申請の端末入力支援を行う窓口を、兵庫県行政書士会神戸支部・明石支部の協力のもと開設した。

相談窓口の開設に際しては、不安を抱える事業者へ迅速に対応するために、相談窓口設置の決定から開設までを短期間で行う必要があるが、新規で窓口を開設する場合、場所・人材・必要物資の確保を一から行う必要があり対応に大変苦慮した。特に対面相談においては、感染拡大防止策が必要であり、市場で不足している衛生資機材をいかに確保するか検討が必要である。また、市の制度に加え国・県の制度を含めた相談窓口の場合、市の応援職員や人材派遣等への研修、仕様書の作成等、市担当職員の事務負担が非常に大きかった。

（支援制度の広報）

国（雇用調整助成金の拡充、持続化給付金等）・県（休業要請事業者経営継続支援事業等）による経済・労働対策事業のほか、市においても4月補正予算成立後、相次いで経済対策を実施し、その結果、市内事業者が活用できる支援制度が多数あることとなり、事業者にとって分かりにくい状況となった。

その状況に対応するためコロナ特設サイト内「事業者の皆さまへ」のコーナーを4月21日に大幅に修正し、見やすさの向上を図った。

さらに、新型コロナウイルス関連支援策や窓口が多岐にわたり、自社にあてはまる支援策にたどり着けないといった中小企業からの声があることから、事前に中小企業が活用できるセルフチェックシートを作成し（4月24日）、国の補正予算などを反映して適宜更新することで、迅速に支援に結び付くようにした。

4月補正予算発表後からは、事業者・市民からの電話・メールによる問合せが殺到し、問い合わせ内容は、市の支援制度だけでなく、他行政機関による制度にも及んだ。

事業者としては、自分が活用できる給付金・支援金・補助金制度について実施機関横断的な情報を求めており、生活に身近な市役所がそれらの情報を概括的に提供してくれるという期待を持っているため、他行政機関による支援制度の状況をリアルタイムで全体把握し、事業者に対して分かりやすく広報する必要があった。そのため、悩みに応じた窓口や制度を案内する対面式の気軽な相談窓口を兵庫区（5月29日）と長田区（6月15日）に設置した。

また、業界団体に組織化されていない事業者（個人事業主に多い）に対する広報手段の検討や、新聞やインターネットからの最新情報を確認することが難しい事業者に対する分かりやすい案内や相談業務を実施する必要がある。

（９）卸売市場機能の維持、消費生活センターにおける市民啓発

（卸売市場機能の維持）

場内に感染者が発生した場合に備えた対応として、場内事業者と協議を行い、消毒資材の確保や消毒対応業者との調整など、対応協力要請等を行った（３～４月）。

場内感染予防策の実施としては、卸売会社や仲卸組合、買出人など外部からの入場者にマスクの着用や手洗いうがいの励行、発熱などの症状がある方の場内入場を禁止する看板や啓発ポスターの掲出、場内放送での注意喚起を行った。

しかしながら、マスク、アルコール消毒液、防護服など衛生資機材の入手が困難であり、事業者でも同様の状況であった。マスク入手困難な場内事業者に対しては対応可能な範囲で備蓄していたマスクの一部を供出したが、感染者が発生した場合に拡大が懸念される状況であった。

場内事業者への資金面での支援策として、売上高割使用料、施設使用料、電気等償還金の使用料等の納付期限延長について猶予申請の受付を開始するほか（５月７日～）、市有物件にかかる店舗への賃料減額の考え方にに基づき場内関連事業者（飲食業・物販業）の施設使用料２分の１減額についても申請受付を開始した（５月２５日～）。

また、本場では場内事業者の国給付金や融資等の申請手続きを支援するため、行政書士及び社会保険労務士による無料の個別相談会を場内で実施した（５月２１日・２２日・２６日）。

市場の勤務体制としては、緊急事態宣言期間中、最大７割の職員に在宅勤務を指示することになったが、今後の人員体制と業務遂行について見直しが必要である。

（消費生活センターにおける市民啓発）

COVID-19 拡大に伴う消費者トラブルを防止するため、１月３０日から Facebook にて最新情報の発信を開始し（１５７回発信５月末時点）、３月６日に消費生活センターホームページに関連情報をまとめた専用ページを開設した（週１から２回更新）。

また、可能な限り広く情報を届けるため、J:COMチャンネル「デイリーニュース」「コロナウイルス関連情報」、広報紙こうべ、神戸新聞等を活用し情報発信を行った。

ステイホームという状況下において、日頃インターネットを利用しない市民に対する効果的な情報発信の手段の確保が課題である。

【主な啓発内容】

- マスク入手を悪用する詐欺や、県内で発生した新型コロナウイルスに便乗した悪質商法、詐欺の情報を紹介し注意喚起を行うとともに、学校の臨時休校中に子どもがゲームや動画配信アプリで知らないうちに課金し高額請求された事例を紹介し注意喚起を行った。
- トイレットペーパーや一部食料品等が品薄になった際には、誤った情報により過度な買いだめや買い急ぎをせず、落ち着いた消費行動をとるよう協力を呼びかけた。
- 4月末の特別定額給付金（10万円）給付決定にともない、詐欺や悪質商法についての相談が全国で相次いだため、福祉局と連携し Facebook やホームページでの注意喚起に加え、コープこうべ店舗、地下鉄駅でのポスター掲示、地下鉄・市バスでの車内広告、市内ローソン、老人クラブ等へのチラシ配布を行った。